

2012年8月号



SRI INFORMATION

社会保険労務士事務所 SRI

社会保険労務士 飯塚泰雄

〒879-2114 大分市大字大平 592-1

TEL.FAX:097-576-1423 PHONE:090-9697-3726

E-mail:info@sri-oita.jp URL: <http://sri-oita.jp>

☆ 労務関係

改正労働契約法が成立

有期雇用の労働者が同じ会社で5年を超えて働いた場合、本人の希望に応じ期間を限定しない「無期雇用」への転換を企業に義務付ける改正労働契約法が成立しました。

賃金や勤務時間などの労働条件は、無期雇用に転換後も有期のときと原則同じとしています。同法は2013年春に施行、18年春からの適用を予定しています。[詳しくは裏面へ](#)。

大分県の最低賃金（地域別）6円UPの653円へ

厚生労働省の中央最低賃金審議会の小委員会は、今年度の最低賃金について全国平均で7円引上げる目安を示しました。大分県は現行の647円から6円UPの653円となります。

なお、適用開始日は10月4日の予定とされています。産業別最低賃金については12月頃に決定する予定です。

高年齢者雇用安定法成立へ

現行では労使が合意して基準を決めれば、企業は継続雇用の対象者を選べますが、改正案ではこの規定を廃止します。男性の厚生年金の支給開始年齢が来年4月から段階的に65歳へ引き上げられるのに伴う措置で、基準によって離職した人が無収入に陥るのを防ぐことが目的です。なお、雇用の義務化の対象年齢は、厚生年金の支給開始年齢の引き上げに合わせて、2025年度までに段階的に65歳に引き上げられます。施行は来年4月1日予定です。

☆ 年金・社会保険関係

未納の国民年金、後払い申請開始

「年金確保支援法」が10月1日から施行をされることをうけ、2012年8月1日から後払いの申請受付が全国の年金事務所で始まっています。年金確保支援法は国民年金の保険料を納め忘れた人が過去10年間さかのぼって未納分を後払い（後納）できる制度で、2015年9月末まで3年間の時限措置となっています。保険料をさかのぼって支払える期限は2年以内ですが、これを10年に延長し無年金や低年金を防ぐ狙いです。02年10月分から後払いできます。

～裏ページに続く～

～新情報！労働契約法の一部改正が決定されました！～

法改正の目的は労働者が安心して働き続けることが可能な社会の実現を図ることであり、そのためにも有期労働契約を長期にわたり反復更新した場合における無期労働契約への転換などを法定化されました。

①有期労働契約の更新等

【概要】

期間を定めた労働契約（有期労働契約）を何度も更新している労働者が、更新を希望した場合、基本的に会社はその更新を承諾しなくてはならない。

更新を拒否する場合には、一般の労働者（正社員など）を解雇するほどの理由がなければ、認められない。

つまり、契約社員であっても、更新を繰り返している場合には、契約更新をしないということが基本的にできない、ということです。以前から裁判になった場合は上記のように判断されていましたが、今回、法律の文章としてはっきり定められたということです。

②有期労働契約の期間の定めのない労働契約への転換

【概要】

有期労働契約が何度も更新され、通算5年を超えた場合で、その労働者が「期間の定めのない契約（無期労働契約）にしてほしいと希望したときは、基本的に会社は無期契約を結ばなくてはならない。

ただし、有期労働契約と有期労働契約のあいだに6か月以上の空白期間がある場合には、2つの労働契約を通算しない、という例外があります。

③期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止

【概要】

有期労働契約の労働者の労働条件が、「有期契約である」ということが理由で、他の労働者（正社員など）の労働条件と違う場合には、正当な理由がなくてはならない。

・・・と、定められました。つまり、職務内容や転勤の有無などの条件が違うために、給与が違うなど、正当な理由があればいいのですが、全く同じ仕事内容なのに、「有期」か「無期」かの差だけで給与などの条件に差がつくのは認められない、ということです。

②の改正が一番重要だと思いますが、施行は5年経過後です。

今月の自戒の言葉

Don' t look back !!

過去を振り返ろうとしてしまうとき、そんなときはこの言葉を
思い出すようにしています。